

西尾市 緑の基本計画

- 概要版 -



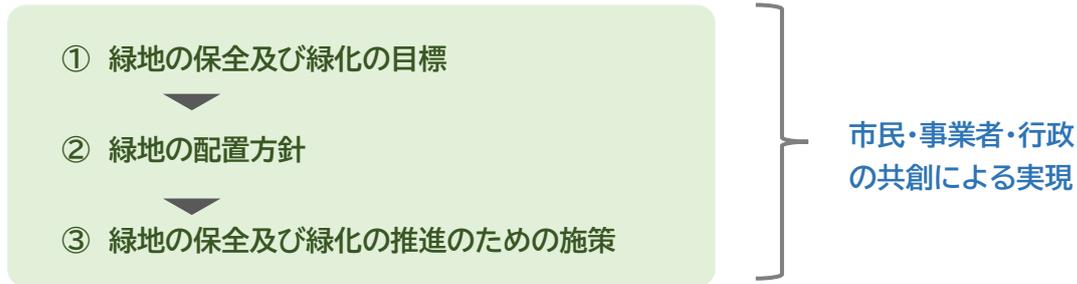
令和5年4月

🍃 計画の概要

■ 計画の目的

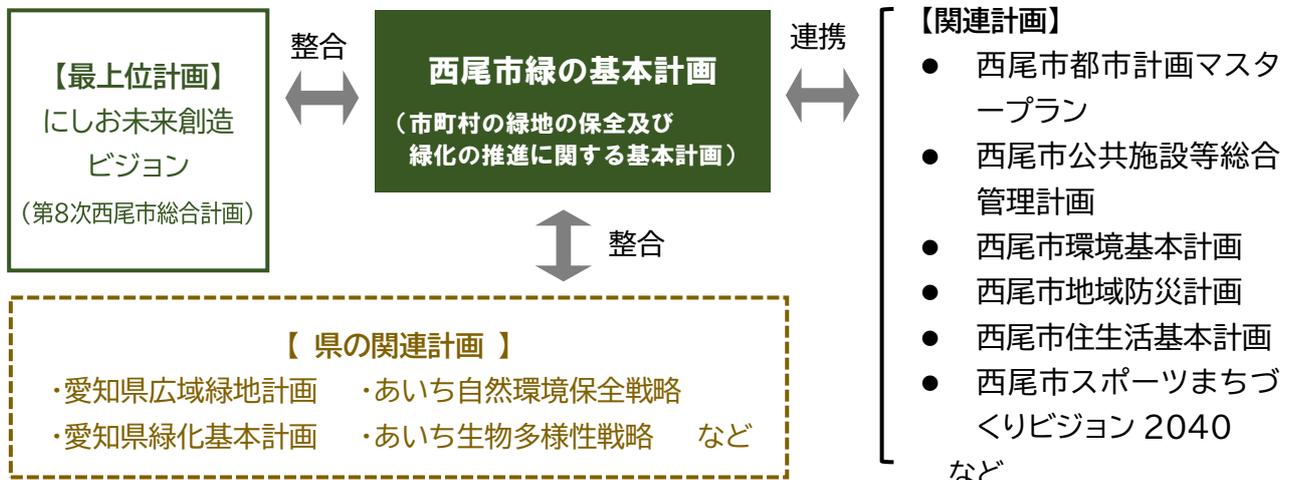
緑の基本計画は、都市緑地法(都市緑地法第4条)に基づき策定される本市の緑のまちづくりの指針となる計画です。緑地の保全及び緑化の目標や、その推進のための施策のほか、都市公園などの施設の配置や整備・管理などの方針を定め、市民・事業者・行政の共創により緑豊かなまちづくりを推進していきます。

緑の基本計画の内容



■ 計画の位置づけ

西尾市緑の基本計画は、市の最上位計画である、にしお未来創造ビジョン(第8次西尾市総合計画)やその他関連計画、また緑に関連する県の計画や方針などの整合を図りながら、市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として位置づけます。



■ 計画期間

令和5年度(2023年度)から令和14年度(2032年度)までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や法律の改正などにより、必要に応じて見直しを行います。

■ 計画の対象地域

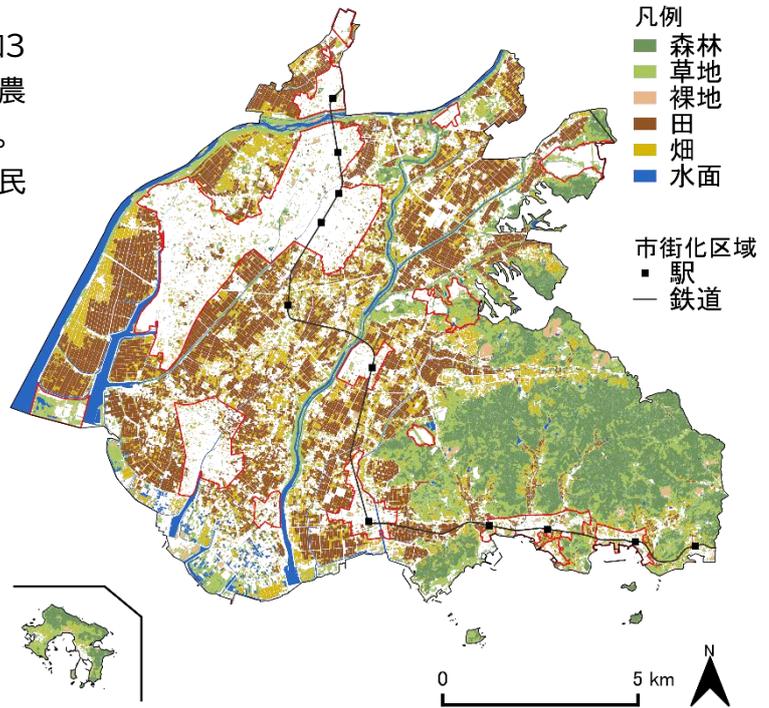
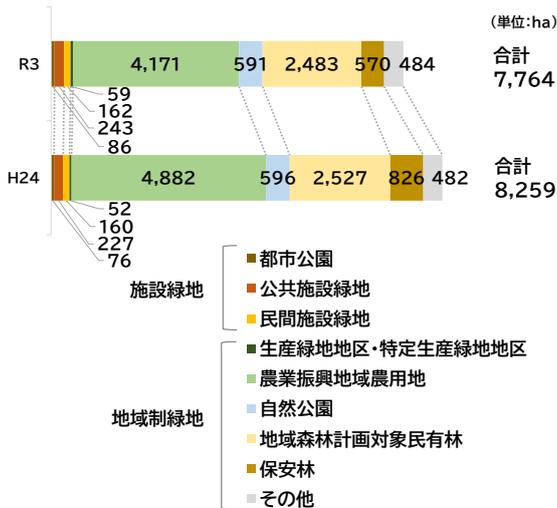
本計画は市全域を対象とします。

緑の現況

■ 緑の量

緑被率は市全域に対し、約70%程度(令和3年(2021年)1月現在)であり、田畑などの農地や草地、森林などの緑が多くなっています。

公共施設緑地は、増加傾向にあります。民有地の緑は減少傾向にあります。

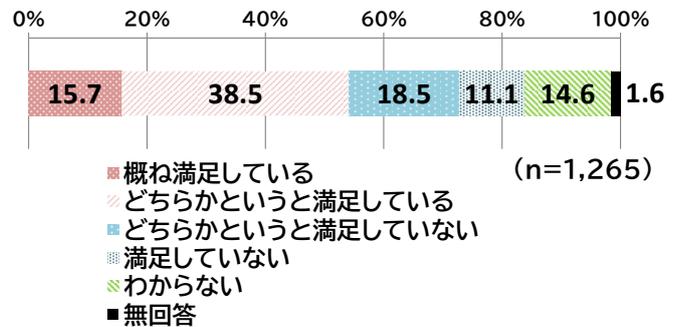


■ 市民意向

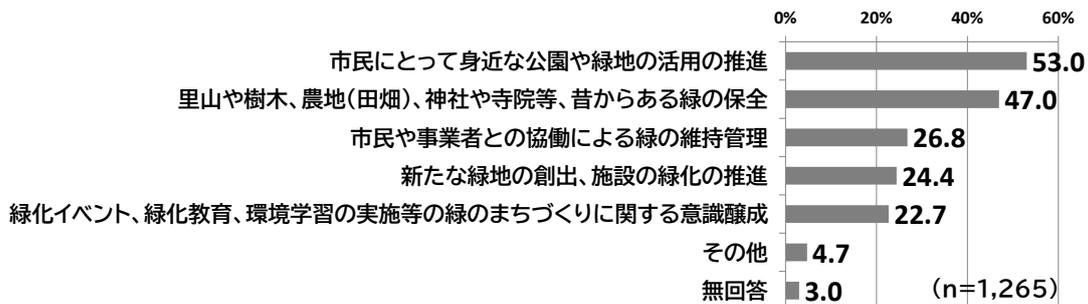
令和3年(2021年)に実施したアンケート調査によると、市内の緑の環境については約半数の市民が「概ね満足」または「どちらかという満足」と回答しています。

緑のまちづくりの推進にあたって、特に力を入れていくべきこととして、身近な公園や緑地の活用推進、里山や農地などの昔からある緑の保全などが求められています。

市内の緑の環境についての総合的な満足度



今後の緑のまちづくりの推進にあたって力を入れていくべき取組



緑の課題

量の確保、質の向上、持続的な緑のまちづくりの視点から、以下のように本市の緑に関する課題が整理されます。

量の確保

- 市の緑の基盤となる丘陵・山林や優良な農地の保全・活用
- 暮らしに身近な緑の環境の整備

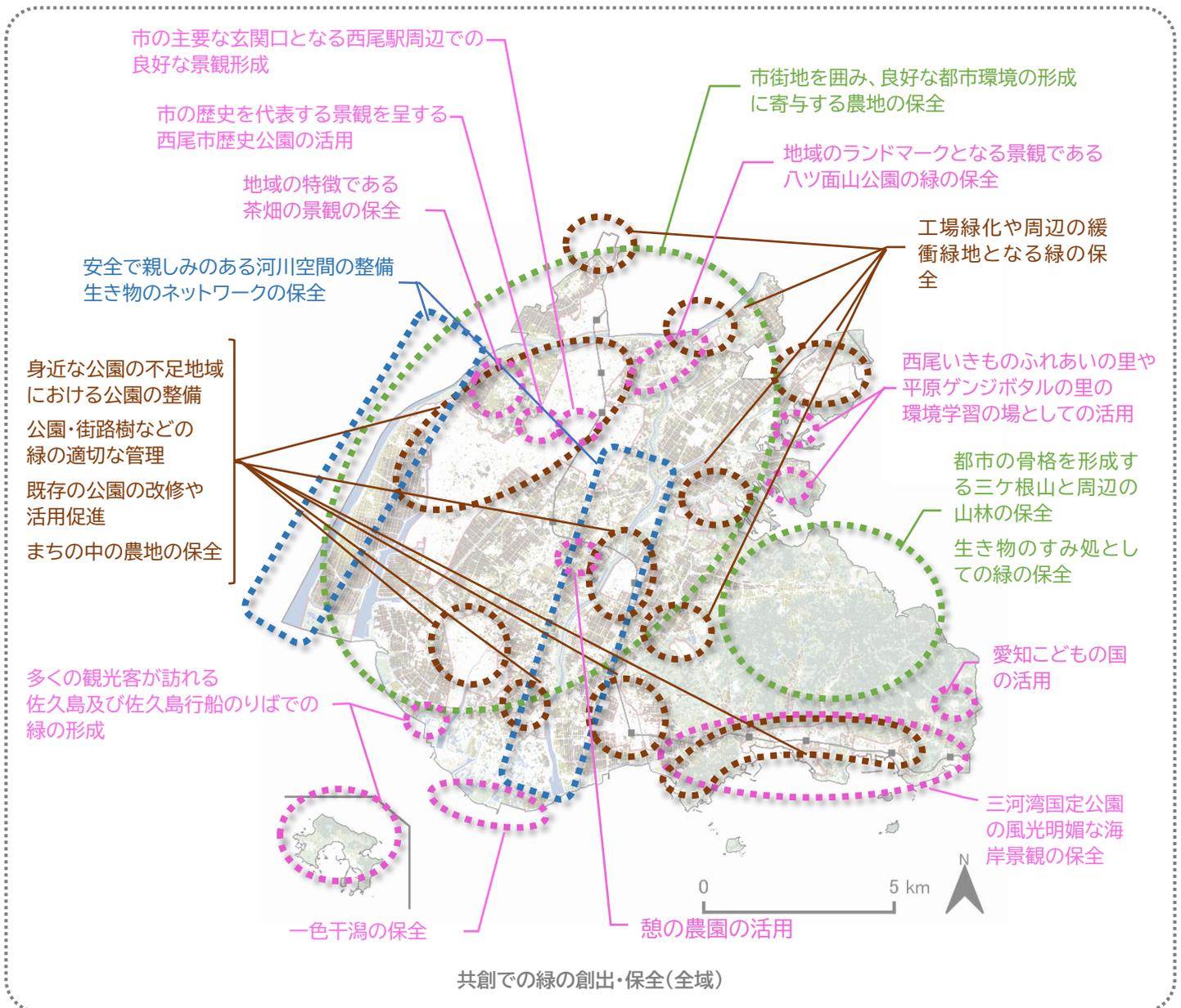
質の向上

- まちの魅力を高める緑の保全・活用
- まちの安全を守り、親しみのある河川環境の確保

持続的な緑のまちづくり

- 共創での緑の創出・保全

緑の主な課題の図



計画の目指す姿と緑の配置方針

本市は、豊かな自然環境と歴史資源に恵まれ、西尾地区・一色地区・吉良地区・幡豆地区のいずれの地区においても特徴ある緑を有しています。本市にとって、緑はかけがえのない宝物であり、市が一丸となって未来へ継承していくべきものです。西尾らしい質の高い緑を持続的に育てていくため、緑の基本計画における基本理念を、『海・川・山・歴史を未来へ みんなで育む 緑が息吹くまち』と定めます。

また、基本理念を体現させるため、共通認識となる緑の将来都市像を設定します。緑の将来都市像は、本市の緑の骨格を規定する絵姿であり、面的な緑のまちづくりを進める「緑のエリア」、線的な緑のまちづくりを進める「緑の軸」、点として緑のまちづくりを進める「緑の拠点」を位置づけます。

< 基本理念 >

海・川・山・歴史を未来へ みんなで育む **緑** が息吹くまち

凡 例

緑のエリア

- 山林保全・活用エリア
- 農地保全・活用エリア
- 海岸保全・活用エリア
- 住宅地等の緑化エリア

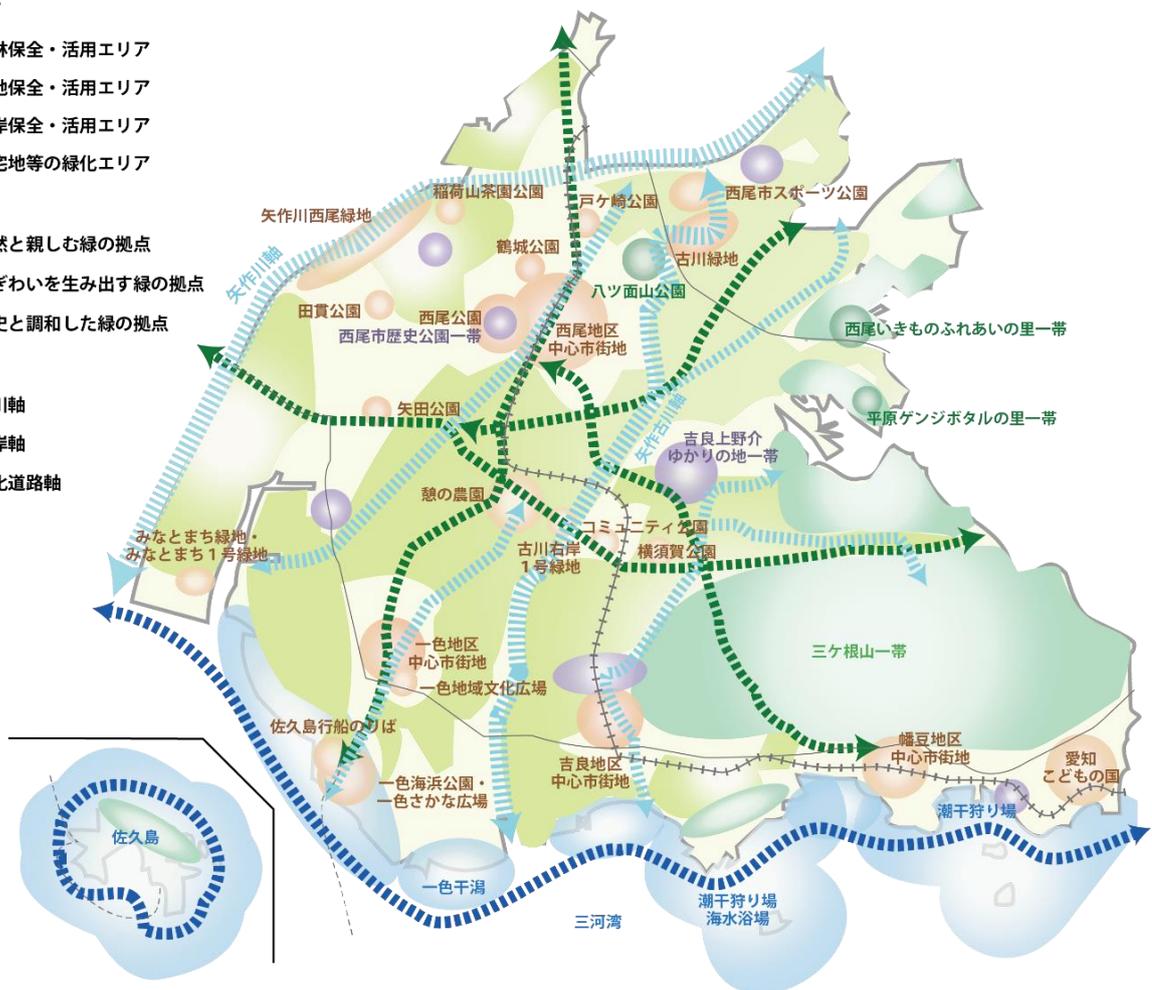
緑の拠点

- 自然と親しむ緑の拠点
- にぎわいを生み出す緑の拠点
- 歴史と調和した緑の拠点

緑の軸

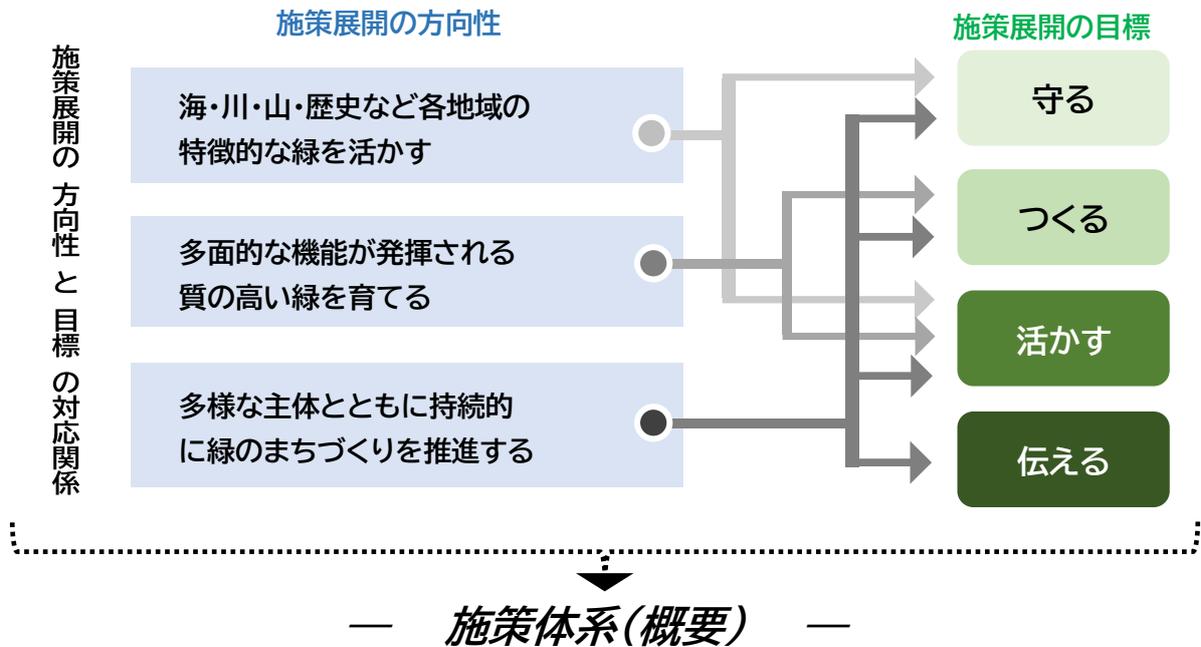
- 河川軸
- 海岸軸
- 緑化道路軸

< 緑の将来都市像 >



施策

施策の展開においては、海・川・山・歴史など各地域の特徴的な緑を活かす、多面的な機能が発揮される質の高い緑を育てる、多様な主体とともに持続的に緑のまちづくりを推進する、以上3つの方向性に基づき、展開していきます。施策の展開にあたっては、施策が目指す目標を「守る」「つくる」「活かす」「伝える」の4つの目標に分け、目標ごとに施策を位置づけます。



(1) 守る

- ① 森林の保全
- ② 海岸の保全
- ③ 河川の保全
- ④ 農地の保全
- ⑤ 寺社や樹木など、市街地の緑の保全
- ⑥ 公園・緑地・街路樹などの適切な管理
- ⑦ 生態系の保全・再生
- ⑧ 共創での緑の維持管理を推進する環境整備

(2) つくる

- ① 水と緑のネットワークづくり
- ② 公園・緑地・街路樹などの整備
- ③ その他公有地の緑化
- ④ 民有地の緑化
- ⑤ 緑を生かした良好な景観の形成

(3) 活かす

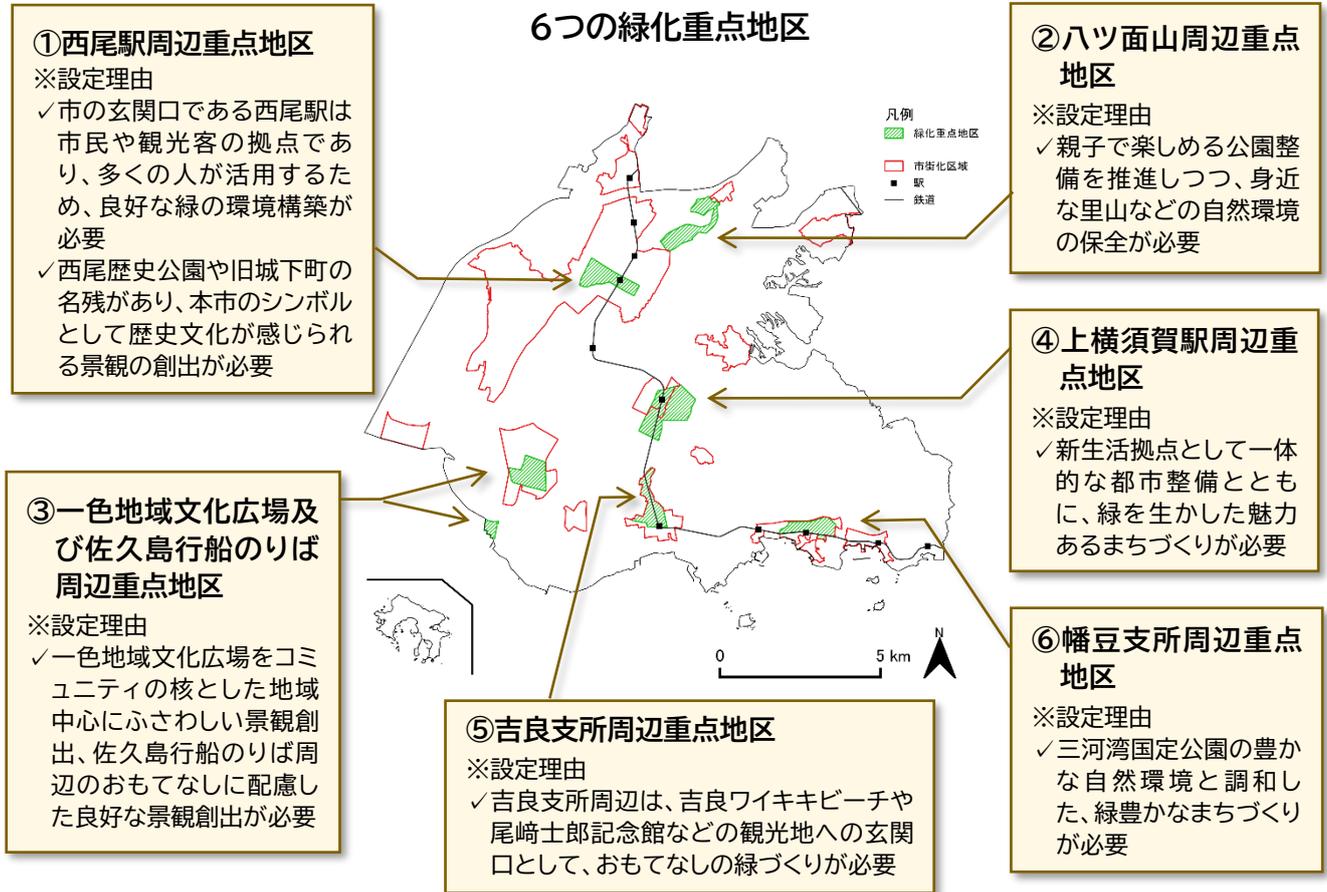
- ① 公共空間の緑の多面的機能の活用
- ② 農地・里山などの活用促進
- ③ 特徴ある自然を生かした観光地形成

(4) 伝える

- ① 緑のまちづくりに対する意識啓発などの取組
- ② 緑のまちづくりを進める手法の周知

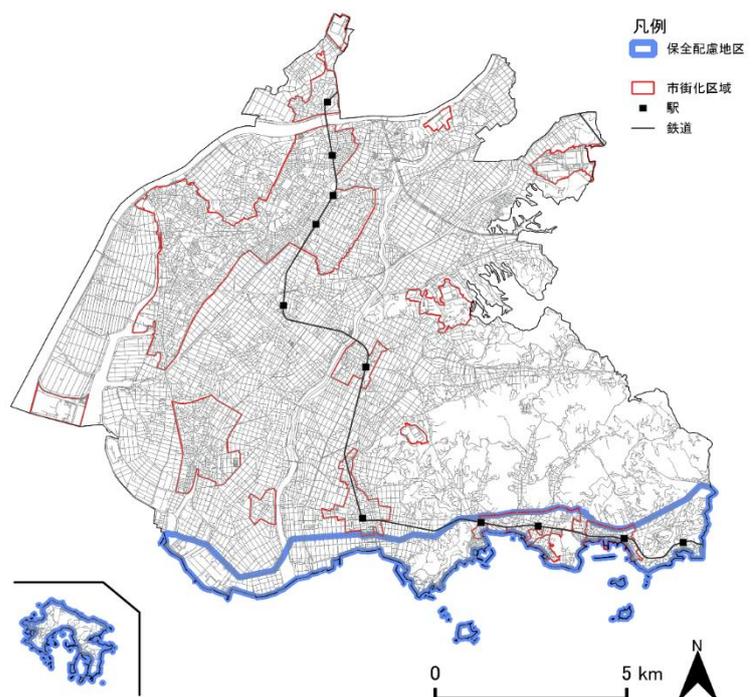
緑化重点地区

重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として、本計画では6つの緑化重点地区を設定します。これらの地区では、地域の状況に応じて官民連携で緑化の取組を積極的に推進していきます。



保全配慮地区

三河湾沿いの風光明媚な景観の保全のため、右図の区域を保全配慮地区として設定し、景観に配慮した開発誘導や、市民や事業者が活用できる緑の保全に関する制度の周知等に努めます。



緑のまちづくりにおける役割分担

市民・団体 … 西尾で暮らし、活動する ひと

市民や団体は、生活の中で身近な緑を育てるとともに、自らが緑づくりの主役であることを認識し、積極的に地域の緑の保全・整備・維持管理活動に参加します。また、町内会・自治会や子ども会など、地域の核となる団体などが主体となって、緑の保全・創出に取り組むことが重要です。

事業者 … 西尾で事業を営む ひと

事業者は、屋上・壁面緑化や駐車場緑化、工場外周部の緑化などの環境対策などに取り組むとともに、町内会・自治会や市民活動団体などとの連携により、地域に密着した緑化の推進が求められています。

行政 … 市政を運営する ひと

行政は、本計画の具体的な施策を推進するとともに、市民や事業者との共創体制づくりや、緑に関する活動促進の機会提供などのほか、普及啓発などに努め、緑のまちづくりの人材育成を図ります。

関係人口 … 市外から、西尾に関わりを持つ ひと

西尾に関心を持ち、多様な関わりを持つ人々(関係人口)は、観光や景観スポットとなる緑の空間を訪れて魅力を共有・発信したり、西尾の農産物を消費したりするなど、緑の積極的な活用が求められます。

計画の進行管理

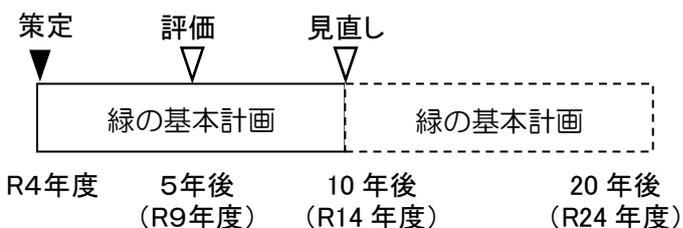
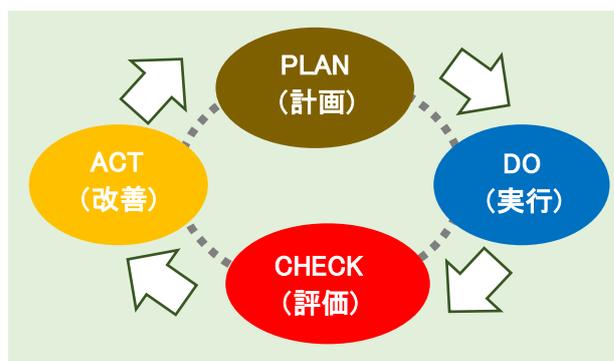
■ PDCAサイクルによる進行管理

緑の基本計画の進行管理は、マネジメントサイクル(PDCA サイクル)の考え方を取り入れ、担当部署により指標や施策の実施状況を定期的に把握し、施策の継続性、財源の確保、効率的な事業スケジュールの設定などについて検討を行います。

■ 計画の評価・見直し

本計画は、目標年度(令和14年度)の中間年となる計画策定後5年を目途として、施策・事業の実施状況を評価し、進捗状況や社会経済情勢、市民ニーズの変化などに応じて、必要に応じて計画の見直しを行います。

PDCA サイクルのイメージ



西尾市緑の基本計画 - 概要版 - (令和5年4月)

発行 西尾市都市整備部公園緑地課
住所 愛知県西尾市寄住町下田22番地
電話 0563-56-2111(代表)

メール kouen@city.nishio.lg.jp
ホームページ <https://www.city.nishio.aichi.jp/>